

第9回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第9回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成30年6月27日 午後1時27分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 場案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第9 議案第6号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 8名）

1番	佐藤 優子君	3番	村上 優司君
4番	浅野 幸喜君	5番	鈴木 和雄君
6番	今野八重子君	7番	木村マリ子君
8番	畑中 圭吾君	9番	岡澤 成治君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 末崎地区 後藤達生推進委員
吉浜地区 渡邊岳夫推進委員

事務局出席者

局長	千葉 譲君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 27 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻少し前ではございますが、これより第 9 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。昨日までの好天続きが一転しまして、今日明日、大雨になる予想が出ております。私のところでも水田のバルブを開けても水が出ないため、水源地に上がって行きましたら、川の水が少なく、水が上がっていないということがありました。恵みの雨で溜まってほしいと思っております。

話は変わりました 5 月 30 日、本県選出国會議員への要請と全国農業委員会会長大会へ出席してまいりました。今国会に提出されている所有者不明農地とコンクリート張りの農業用施設の問題ですが、所有者不明農地は相続登記の義務化や所有権者が管理できない場合、受け皿となる団体などが管理利用できるような仕組みに変わるそうです。コンクリート張りの農業用施設の方は、宅地並みの課税は経営が苦しいということで農家から要望がありまして、今国会に出したそうですが、企業が入った場合、野菜工場等を作り採算が合わなくなり、そのまま投げられてしまった場合、その時点で違反転用となるので、許可を出す場合、気をつけてほしいと言っておりました。貸手の農家の場合は、すべて貸し手の方に被さってくるということです。このことを皆さんに是非知ってほしいと言われましたので、この場を借りて報告いたします。

本日の総会も慎重審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 8 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員、三陸地区吉浜地域渡邊岳夫推進委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、千葉事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（千葉譲君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 5 月 25 日開催の第 8 回総会以降の経過報告であります。主なものといたしまして 5 月 25 日、総会開催日の午前中ですが、大船渡市農業協同組合第 52 年度通常総代会が開催されまして、菊地会長が出席しております。30 日は先ほど報告にもありましたが、東京都において本県選手国會議員への要請活動並びに全国農業委員会会長大会が開催されまして、同じく菊地会長が出席をしております。6 月 5 日には盛岡市において、いわてポラーノの会第 2 回理事会が開催されまして、廣澤農業委員が出席しております。6 月 14 日には女性農業委員研修として遠野市で行われた第 17 回遠野地方 Y.Y.Y 発信フォーラムに廣澤農業委員と 木村推進委員と私が出席をしております。その当日には盛岡市のエスポワール岩手において第 27 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席しております。先月開催の第 8 回総会で許可相当と決しました三陸町越喜来の駐車場に係る追認案件について諮問をして、異議無しの決定をいただきました。本

件については許可証の交付の手続きを進めておりましたが、申請者が審議、県の審議会ですけれども、この決定の2日前に死亡していたということが遺族からの申し出により判明いたしました。許可証の交付は県農業会議常設審議会の決定後ということになっておりますので、その時点で申請者が亡くなっている場合は許可は無効ということになりますので、相続人代表の方に申請を取り下げてくださいました。本件については相続登記が完了後、相続人から改めて申請をいただき、その後、総会で審議決定することとなります。15日には盛岡市で新任農業委員等研修会が行われまして、村上推進委員と佐藤推進委員が出席しております。また五葉温泉において平成30年度大船渡市認定農業者の会総会が開催されまして、菊地会長と私が出席しました。菊地会長からは、昨年度の新体制移行への協力に対し謝辞を申し上げます。それからあと認定農業者の会会長であります古内農業委員からは、農業委員会からとして農業者年金の説明を行っていただきました。また15日と18日ですけれども、女性農業委員の方々によるお茶の試験栽培事業の圃場の保全活動を行っております。このことについては女性農業委員遊休農地解消活動ということで、6月15日発行の全国農業新聞に大きく取り上げられております。開いていただきまして6月27日、本日でありますけれども、午前中に三陸支所で行われた大船渡市農業再生協議会の通常総会には私が出席しております。それでただいま第9回農業委員会の総会が開催されているところであります。

次に次回総会までの行事予定でございます。明日28日には宮古市において岩手県都市農業委員会会長会総会。それから翌29日には盛岡市において岩手県農業会議定時社員総会が開催されますので、菊地会長と私が出席することとなっております。7月に入りまして3日から4日にかけて、平成30年度農業委員会研修視察を実施いたします。出欠確認の結果、会長以下農業委員と推進委員合わせまして12名の参加となっております。事務局からは私と羽根川係長が同行させていただくということとしていただいております。詳しくは総会終了後の事務連絡においてお知らせしたいと思います。7月5日開催の叙勲・褒章受章祝賀会には菊地会長が出席の予定となっております。7月11日に盛岡市で開催されます農業者年金加入推進特別研修会には菊地会長と藤原農業委員、担当の羽根川係長の3名が出席する予定となっております。7月12日には第28回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますけれども、今回は該当する案件がありませんので、欠席の予定としております。7月17日に釜石市で開催されます農地利用最適化推進活動ブロック別検討会、これは沿岸広域振興局管内の4市5町村を対象に各市町村の農地利用最適化推進活動の取り組み状況について情報共有を図るため、県農業会議の主宰で開催されるものです。地域推進班の農業委員と推進委員各1名の出席を求められていますが、今回は北部大船渡地域推進班にお願いしたいと思っております。最後になりますが、次回第10回の総会は7月26日に開催する予定でございますので、よろしく申し上げます。なお、7月15日は農地の日となっております。毎年恒例となっている椿の植栽作業を7月24日か25日に実施する

方向で、各関係者と調整中ということでございます。日程や場所、内容等について確定次第、お知らせしますので、皆様のご協力をお願いします。7月24日か25日、どちらかということ。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。岡澤推進委員。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 6月14日の県の常設会議のやつ、私の方の担当のやつだと思うんですが、もうちょっと詳しく教えていただけますか。結局は亡くなったんですね。

○局長補佐（細谷真実君） 6月12日に亡くなって、6月14日に許可証を送付する予定でしたが、6月12日に亡くなったということが判明しまして、亡くなった方に登記はできない。登記所の方で受け付けないということですので、そういう場合は、1回許可を取り下げて、そして相続人からもう1回許可を出していただく。当然8月か9月頃になるということですが、これは1回審議しておりますので、総会にはかけますが、特にもう一度、非農地の内容を審議することはないということです。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 再度、総会にかかるとということですか。

○局長補佐（細谷真実君） そうですね。相続人の名前でかかるということになります。そういう法律上というか。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） この総会でも県の審議会の方は。

○局長補佐（細谷真実君） 今回は総会にかかって、そのまま許可証が出るということです。前のは1回目、追認案件として県農業会議の審議会に諮問したと。そういう内容だという許可証を送付する前にお亡くなりになったので、行政処分ができないので、改めて取り下げて、もう一度相続人から農業委員会に出して、そして出してもらったならば、そこでもう追認案件として出す必要はないと確認しておりますので、そこで許可証を、その日付けで交付というふうな流れです。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） わかりました。いずれ、そういう法律の仕方なんですね。はい、了解です。

○議長（菊地英浩君） 他に何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には8番佐々木信吉農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名をします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は1件です。1番、相続による権利の取得。5月23日届出、5月25日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、ブロック製作ヤード、仮置場、仮設倉庫6.5㎡。転用理由、泊里漁港海岸災害復旧23災566号その2工事のブロック製作ヤード、仮置場として使用する。一時転用許可を受けておりましたが、泊里漁港海岸災害復旧工事23災566号その1の工事遅延によりブロック据付作業が遅れているため期間延長したいとの申請です。平成31年12月末までの期間延長ということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第1号農地転用事業計画の変更申請についての調査報告をいたします。申請地には多数のブロックが重なっておりました。この工事は末崎町泊里漁港海岸災害復旧工事のブロック製作ヤード仮置場として一時転用申請されていたところですが、6月24日午後4時、借受人に電話で期間延長になった訳をお聞きしました。前回の工事の遅延で1工事、2工事にも遅れのしわ寄せがきて、1工事で約半年遅れているとのことでした。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案番号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号の1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、県道事業のために売却するよう地理代替地として。稼働受入世帯の稼働人員4人中2人。大型機械は軽トラック1台、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております。2番、経営面積拡大のため。受入世帯の稼働人員2人中2人。大型機械は所有していません。なお、詳細は事前に配付していた調査書に記載してあるとおりです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員ならびに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上でございます。議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての番号1番についてご説明を申し上げます。6月21日、申請地を確認し写真を撮り、翌22日、面談し、写真を見ながら内容を聞き取ってまいりました。東日本大震災で堤防が被災し分断されたため、津波に被災しない道路ということで、現在新たに県道を建設中でございます。現在、申請人が住んでいる家屋敷がその県道の予定地にかかることから、県から代替地として申請地を斡旋され購入したものでございます。申請地は道路に接した東向き20度ぐらいの下り斜面で草が生えており、伐採した杉の切り株や大きな石がごろごろしておりまして、登記簿及び現況等も畑になっておりますが、荒地に近い状態です。以前は畑として耕していたかも知れませんが、畑として利用するには造成と時間とお金がかかりそうな場所でございます。近くには住宅が点在しており、周りは杉や雑木に囲まれております。造成後は畑として活用したいと話しておりました。以上で説明を終わりますご審議のほどお願いします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内嘉博委員。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。先ほど、畑にするのはかなり難しいようなお話しでしたが、この譲られた方は実際に本当に栽培する意思があるんでしょうか。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 4ページ見てもらえばわかりますけれど

も、登記簿も畑、現況も畑となっておりますが、おそらく戦後の開墾当時、耕した畑だと思われま。平部落にしては一番上を通っているところです。そこに昔、古内君、わかるか、農業用水があったところの近くです。それで現在、トラクターとか耕耘機とか草刈機を持っておりまして、家の周りを畑として作ってございましたけれども、その代替地として県からそこを斡旋されたと。ただ、2反部ちょっとありますけれども、結構石、大きなごろごろした石があるし、それから買うためにおそらく伐ったと思うんですけども、まだ切株が上の方に残っていると。それでも値段が安かったのかどうなのか、そこを取得したという内容でございます。

○局長補佐（細谷真実君） 5条で宅地を取得すると。それで農地も是非取得したいというのは、農地を農地として栽培したいということで、県の方で探したということなので、十分に耕作する意思はあると考えます。私も確認しました。以上です。聞き取りにおいては以上です。

○議長（菊地英浩君） 他に質疑、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。2番について説明します。震災直後は仮屯所がありましたが、今は撤去されていまして、撤去されております。長年耕作していないように見受けられましたが、草刈りをしており、管理は良い方だと思われま。畑の真ん中には3本4本ぐらいの梅の木がありました。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、転用目的、施設等、車両置場、ダンプカー3台。転用理由、車両置場が狭いので、当該土地を車両置場として利用したい。2番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟建築面積118.83㎡、駐車場4台。転用理由、県道事業のために売却する宅地の代替地として。次のページをお開きください。3番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟建築面積73.37㎡駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいにつき、当該地を取得して移転新築したい。立地基準につきましては、1番と3番については第3種農地に該当するため許可基準を満たしております。2番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。また一般基準につきましては、金融機関からの残高証明書等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号の1番と2番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1番についてご説明を申し上げます。6月22日、申請地を確認し、借受人にお会いしてお話を伺ってまいりました。申請地を示す地図は4ページになります。申請地は現況畑で、県道より1m弱高くなっており、草が生い茂り、長年にわたり何も活用されず放置していた土地でございます。周りには農地もなく、駐車場に転用しても周りに与える影響はないものと判断してまいりました。説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

それでは3号議案の2番についてご説明申し上げます。申請人の現在の申請地購入目的は、県道事業のため売却する宅地の代替地として取得したものでございます。先ほど議案第2号の1番でご説明した内容でございまして、畑として取得しました2,046㎡のうち、2,046㎡というのは618坪になりますが、そのうち自宅を建てる宅地として423㎡、127.45坪ほどを転用し、2階建の住宅35.94坪の建物を建てる予定でございまして。住宅建築資金は県への宅地居宅の売却代金、それから完成後の水道は市の水道、排水は道路側溝に流す予定でございまして。周りは自分の畑で他に及ぼす影響はありません。説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号の1番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号3番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号3番について報告します。25日に現地調査を実施しました。周辺は住宅地となっており、申請地の南隣の土地は今年1月の総会において一般個人住宅建築の転用許可となったところです。申請地の現況は休耕畑となっています。譲受人は現在借家住まいであるため、当該地を取得して移転新築したいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は4件です。1番、非農地の事由、昭和48年当時、店舗兼居宅が建築されたが、その後取り壊され現在は更地となっている。長年、宅地及び雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。2番、元々、耕作に不適当な傾斜地であり、平成2年当時から隣接する土地の法面と一体化して利用されてきた。長年、雑種地

として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。次のページを開きください。3番、昭和57年当時、自宅を増築して以来、40-4は自宅へ通ずる道路として利用されている。長年、宅地として利用されて来ており、登記簿地目も農地でないと考えていた。4番、長年、雑種地及び山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。以上です。1番から4番まで始末書が提出されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況につきまして説明をお願いいたします。議案第4号1番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第4号農地法の適用外であることの証明願についての番号1番についてご説明を申し上げます。申請地の位置図は4ページとなります。6月22日、申請地を確認し、申請人の奥様にお会いしてお話を伺ってまいりました。先ほど議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1番についてご説明を申し上げました駐車場の道路向かいとなります。土地の高さは県道と同じ高さで、建物の南側は駐車場として使われていました。土地の現況は建物はなく、全面砕石が敷かれており、畑としての活用は難しいものと判断してまいりました。住宅地図には申請地の東側に住宅がありますが、高低差がありまして、申請地よりも3mほど下に建っている建物でございます。その建物の東側には畑がありますが、適用外としても特に影響がないものと思われまます。農業委員会の協議後は駐車場としてそこを借り受ける計画があるようでございます。説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について3番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。現況は建築会社の駐車場の法面と一体化しており、畑の形態を成しておりませんでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番について7番藤原重信農業委員から願います。

○7番農業委員（藤原重信君） 7番藤原でございます。6月22日の午後に訪問して聞き取りと現地の確認をさせていただきました。この度、築80年の母屋を取り壊して、新築する手続きを進めておいて、登記地目が畑であることがわかり、今回の願出に至ったということであります。宅地周辺は願出人の所有地でありまして、草刈りなどをしており、周辺に特に影響はないものと判断をしまいたるところであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番について10番菊地から説明をいたします。

議案第4号4番について調査結果を報告いたします。6月21日、申請地確認後、聞き取りをしてきました。昨年10月、夫が亡くなり、今まで今回の申請地を管理使用していた夫の弟に譲ろうとして農地だということがわかり、今回の申請になっております。弟というのは今回、図面の方を見るとわかりますが、今回の申請地に挟まれたところにある居宅の所有者です。以上で調査報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 9ページをお開きください。議案第5号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページに今回のリストがございます。いずれも本人から依頼があったもので、事務局が現況調査の上、審議することが適当だと判断したものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から当該地の現況について説明をお願いします。初めに赤崎町について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。昭和30年台初めに葡萄畑、麦畑として栽培していたが、50年代以降栽培をやめ、現在に至っているそうです。現況は山林と、近くに新しい道路が出て、形状はほとんど変わっている状態です。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に猪川町について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。4番について報告します。18日に事務局の山崎さんと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。周辺は住宅地となっています。斜面と平面とがある土地になっていますが、斜面は雑木や竹が生い茂り、平らな場所も筍が多数生えている状況であり、農地としての利用は困難であると考えられます。今後の利用について所有者にお話を伺ったところ、現在の住まいが道路拡張のために移転しなければならず、自宅に程近い当該地に移転したいと考えているとのことでした。周辺に農地はなく、非農地化することによる周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番農業委員（中村亨君） 4番中村亨です。6月24日午後に山崎さんの案内で現地を確認して所有者から話を聞いてまいりました。50年以上前から放置されて現在に至り山林化しており、今更どうするものというものでもないということなので、非農地の判断をお願いしたいということでした。現地は通い道も見当たらないような有様でした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会においてすべて農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

－11－

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号農地に該当するか否かの判断については本委員会においてすべて農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして第9回総会を閉会いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時19分閉会